

証券ジャパンの約款・規程集（対面営業（IFAを含む。）） 新旧対照表

令和7年9月10日
株式会社証券ジャパン

このたび、以下の内容に関して、当社の約款・規程集（以下「約款等」といいます。）を整備することといたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

- お客様の総合取引口座を解約する場合において、当社が約款等に定める一定の条件に該当する口座については、特定口座廃止届出書の提出を受けずに特定口座の契約を解除することを可能とする措置を講ずることとし、あわせて、当社の約款等に引用する「法人番号」の定義規定の条項について整備いたします。
- 外国株券等に係る未受領となった配当金等（償還金等を含むすべての金銭）について、支払開始日から5年間の経過によって支払い義務が免除される除斥期間設定のため、株式会社証券保管振替機構及び株式会社東京証券取引所において、関係規程の改正が行われたことから、当社の約款等を一部改正することといたします。

（改正項目）

- 「第1章 総合取引口座約款」、「第2章 保護預り約款」、「第3章 振替決済口座管理約款」、「第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款」、「第5章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」、「第6章 特定管理口座約款」、「第7章 外国証券取引口座約款」を一部改正いたします。この改正は、令和7年10月1日から適用することといたします。
- 外国株券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直しに伴う「第7章 外国証券取引口座約款」の改正は、令和12年10月1日から適用することといたします。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
第1章 総合取引約款	第1章 総合取引約款
<p>第19条（取引の解約事由） 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>①～③ （現行どおり）</p> <p>④ <u>お客様の口座に金銭及び有価証券等の残高がないまま、相当の期間が経過し、当社が当該口座の解約を申し出たとき、又はお客様から当該口座について解約の申し出があったとき</u></p> <p>⑤～⑪ （現行どおり）</p>	<p>第19条（取引の解約事由） 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④ <u>保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき</u></p> <p>⑤～⑪ （省略）</p>
第2章 保護預り約款	第2章 保護預り約款
<p>第6条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>第6条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
第3章 振替決済口座管理約款	第3章 振替決済口座管理約款
<p>第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>

新	旧
第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款
<p>第12条（契約の解除）</p> <p>(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p><u>④ 第1章総合取引約款第19条（取引の解約事由）の規定により当該約款による契約が解約された場合において、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p> <p><u>(2) 前項④に該当する場合、法令等により必要な手続きについてはお客様に代わって当社が行う場合があります。</u></p>	<p>第12条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
第5章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	第5章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
<p>第6条（契約の解除）</p> <p>(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p><u>④ 第1章総合取引約款第19条（取引の解約事由）の規定により当該約款による契約が解約された場合において、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p> <p><u>(2) 前項④に該当する場合、法令等により必要な手続きについてはお客様に代わって当社が行う場合があります。</u></p>	<p>第6条（契約の解除）</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
第6章 特定管理口座約款	第6章 特定管理口座約款
<p>第7条（契約の解除）</p> <p>(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p><u>⑤ 第1章総合取引約款第19条（取引の解約事由）の規定により当該約款による契約が解約された場合において、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第7条（契約の解除）</p> <p>(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (省略)</p>
第7章 外国証券取引口座約款	第7章 外国証券取引口座約款
<p>第7条（配当等の処理）</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払い義務を免れるものとします。</u></p>	<p>第7条（配当等の処理）</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>第 8 条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ （現行どおり）</p> <p>⑤ 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理 <u>するものとし、同条第 8 項の規定はその支払いについて準用</u>します。</p> <p>⑥ （現行どおり）</p>	<p>第 8 条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ （省略）</p> <p>⑤ 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理します。</p> <p>⑥ （省略）</p>
<p>第 24 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。</p>	<p>第 24 条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則（令 7. 10. 1）</u></p> <p><u>1 第 7 章における第 7 条及び第 8 条の改正は、令和 12 年 10 月 1 日より施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の同章第 7 条第 8 項（第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>

以上